

1 入湯税導入団体の状況

(1) 入湯税超過課税団体一覧 (12 団体)

入湯税の標準税額は、地方税法第 701 条の 2 により、150 円となっている。
 入湯税課税 992 団体のうち、超過課税を実施している団体は下記 12 団体のみ。
 なお、関東圏において、入湯税超過課税を実施している団体は存在しない。

市区町村名	宿泊		日帰り
釧路市 (北海道)	国際観光ホテル 250円	一般 150円	90円
登別市 (北海道)	一般 300円	ユースホテル 100円	50円
伊達市 (北海道)	一部施設※1 300円	一般 150円	50円
上川町 (北海道)	国際観光ホテル 250円	一般 150円	150円
壮瞥町 (北海道)	一般 300円	ユースホテル 100円	100円
桑名市 (三重県)	①ホテル、旅館 210円	②国民宿舎、寮、保養所150円	①210円
	③その他 60円		②150円
			③60円
長門市 (山口県)	一般 150円	景観形成重点地区 300円	300円
東川町 (北海道)	250円		150円
洞爺湖町 (北海道)	300円		100円
箕面市 (大阪府)	200円		75円
美作市 (岡山県)	200円		200円
別府市 (大分県)	1,500円以上 2,000円以下	50円	40円
	2,001円以上 4,500円以下	100円	
	4,501円以上 6,000円以下	150円	
	6,001円以上50,000円以下	250円	
	50,001円以上	500円	

※1 宿泊料金が 6,000 円を超え、総客室が 20 室を超える施設

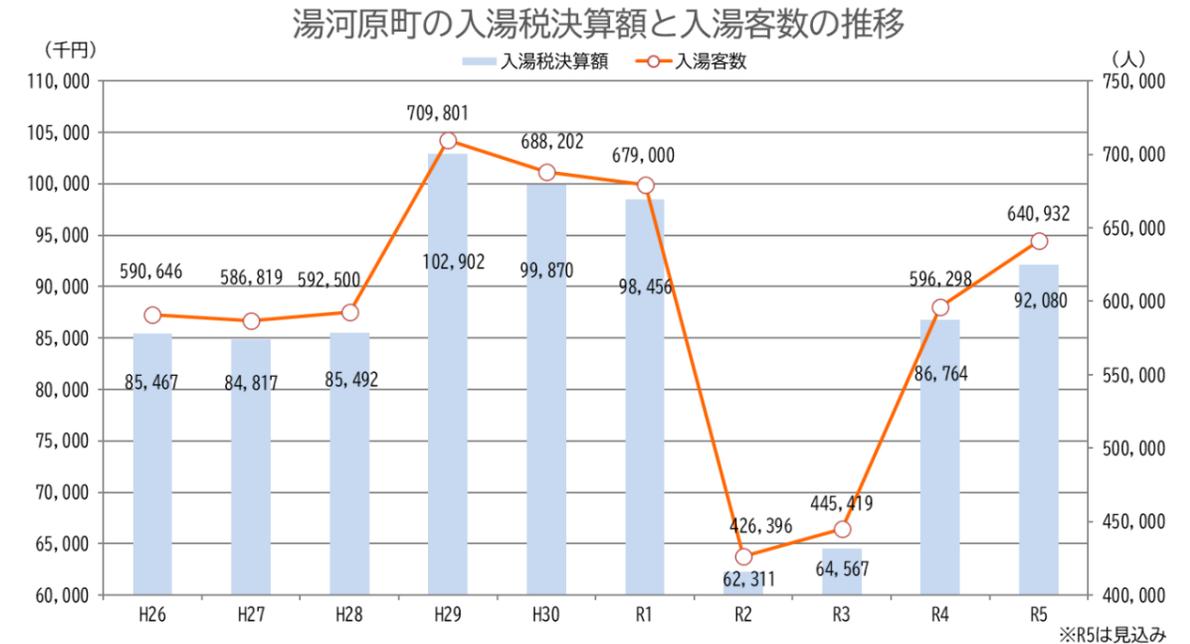
(2) 神奈川県内入湯税課税団体一覧 (21 団体)

県内市町村 33 団体中、21 団体において入湯税を課税している。

団体数	宿泊	日帰り	市町村名
4	150 円	100 円	湯河原町、箱根町、小田原市、茅ヶ崎市
2	150 円	80 円	大井町、山北町
12	150 円		大磯町、南足柄市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市
2	100 円		横浜市、座間市
1	80 円		平塚市

※参考 熱海市は宿泊・日帰り共に 150 円

2 湯河原町の入湯税決算額と入湯客数の推移



3 入湯税の用途について

入湯税の充当項目の分類は、地方税法第 701 条の規定により次のとおり

- ①環境衛生施設の整備：主に美化センター
- ②鉱泉源の保護管理施設：充当実績無し
- ③消防施設等の整備：主に救急車、指令センター
- ④観光施設の整備：主に施設修繕
- ⑤観光振興：主にイベント

